

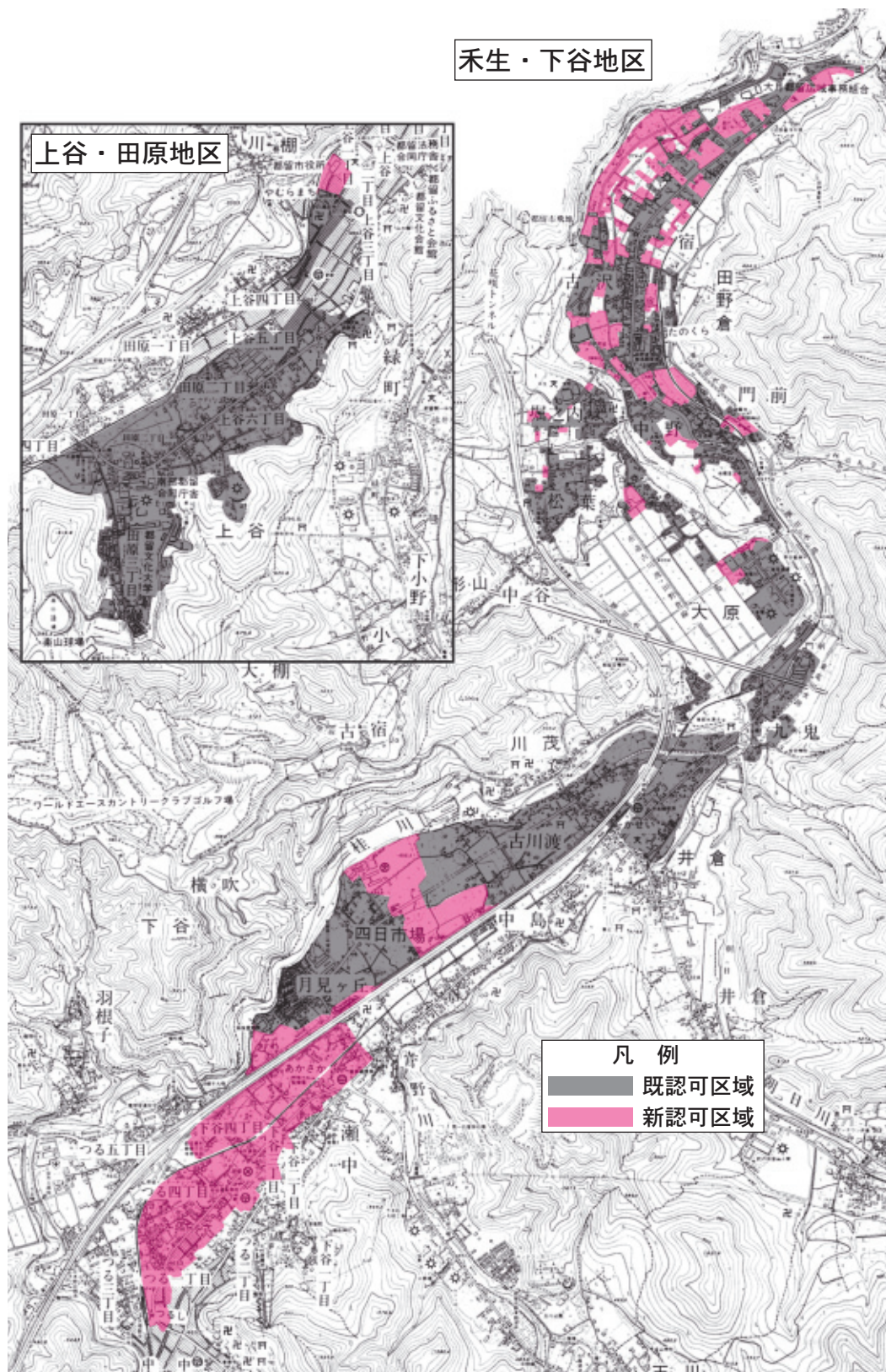
下水道事業

～下水道事業認可区域拡大のお知らせ～

今までの事業認可区域（概ね5年間で下水道整備を行なう区域）【下図黒色部】において、順次整備を進めてまいり、概ね完了の見込みがついたため、新たに事業認可区域【下図橙色部】の拡大を行いましたのでお知らせします。

禾生・下谷地区

上谷・田原地区



《今後の整備予定区域》

平成17年度

上谷、上谷4丁目・6丁目、田原3丁目、古川渡の各一部

平成18年度

上谷、上谷1丁目、四日市場の各一部

平成19年度

下谷3丁目・4丁目、四日市場の各一部

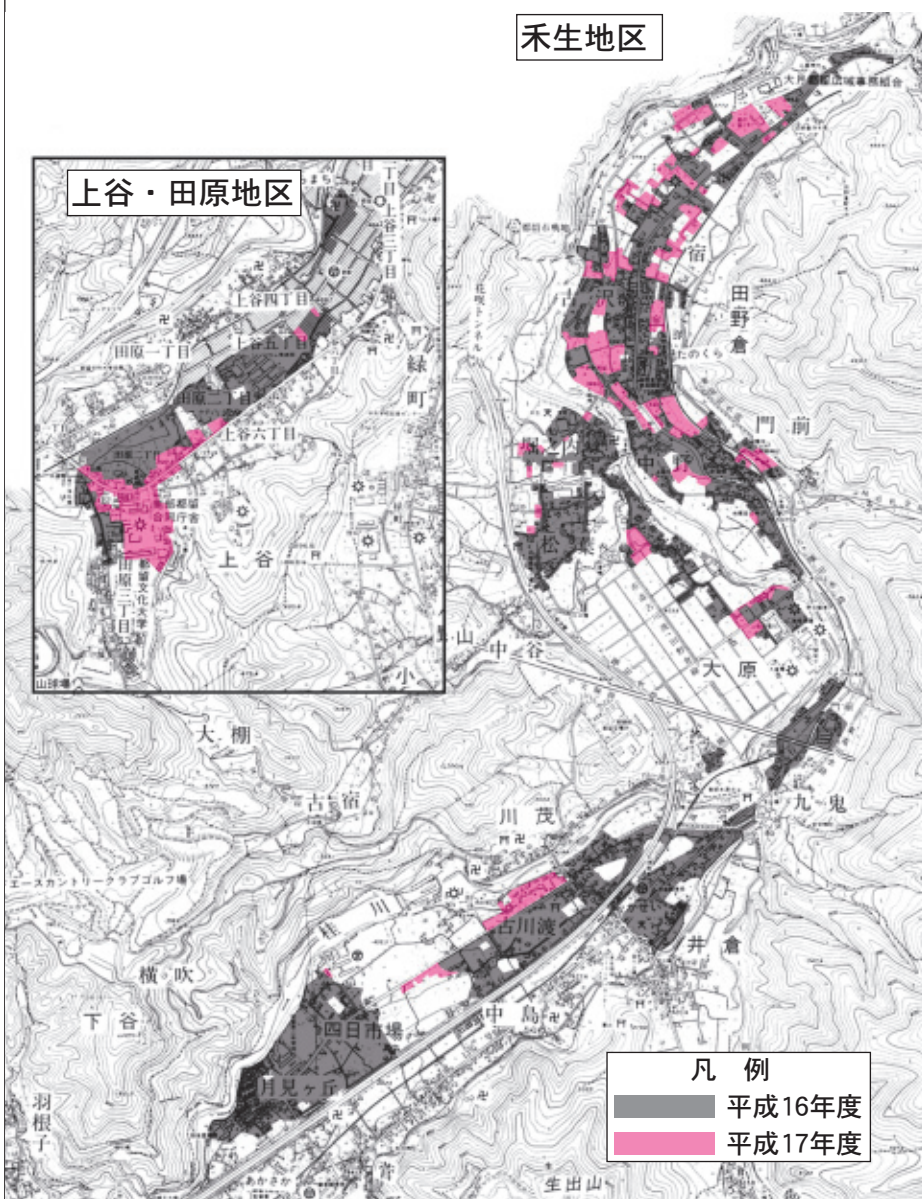
※この他の地域においても、順次区域を拡大し、整備を行ないます。

◎下水道事業認可区域内におきましては、合併浄化槽設置整備事業補助金の対象外となります。

また、合併浄化槽設置整備事業補助金の制度につきましては、今年度制度の見直しを行なう予定です。

◎今後も下水道を整備する区域の皆様には、工事などでご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

平成17年4月供用開始区域



※詳細な図面は、下水道課にて閲覧できます。

—平成17年6月供用開始区域—



《受益者の申告》

新たに、下水道が使用できる区域となった建物の所有者（受益者）の方には、供用開始のお知らせと受益者負担金申告書を送付いたします。

受益者申告書が届きましたら、内容をよく確認していただき、指定した期日までに提出してください。提出されない場合は、申告すべき事項を認定させていただき、それに基づいて受益者負担金が賦課されます。

※受益者負担金は、宅内排水設備工事の時期にかかわらず、7月から支払っていただくこととなっております。

《宅内排水設備について》

下水道が使用できるようになった区域においては、宅内（台所・風呂・便所など）の排水設備を設置し、すみやかに下水道に接続されるようお願いいたします。

